

2021年2月15日

小売酒販組合 殿

石川県小売酒販組合連合会

(公印略)

書面議決等のための「定款」の改正について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、コロナウイルス感染症対策として、昨年度に引き続き理事会での書面による議決方法が例外的に可能とされています。

国税庁ではこの状況を解消するため、来年度以降、定款に書面等による議決方法の定めが必要な旨の法令改正を行う予定です。(別紙1参照)

各単組においては、下記により対応願います。

記

1.定款改正の意思確認書提出(別紙2)

- ・定款改正の有無について、**3月1日(月)**までに県連へ連絡
- ・参考として、定款の次の部分を添付

<小売>「業務の執行」の章、「総会」の章

<協同>「総(代)会、理事会及び委員会」の章

※定款に書面等による議決方法の定めがない場合は、来年度以降、同方法はできなくなる。

2.後日、改正する単組には定款改正部分のひな型を送付

理事会→総会(総代会)の議決→国税局の認可→登記の手続が必要